

◎新潟県告示第1297号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成28年12月12日認可した。

平成28年12月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 漁業権者の名称及び住所  
濁川漁業協同組合  
新潟市北区名目所3丁目1948

- 2 漁業権の免許番号  
内共第8号

- 3 変更の内容  
(釣堀的漁場)

第13条(3)期間の「平成28年1月1日から平成28年12月31日まで」を「平成29年1月1日から平成29年12月31日まで」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成29年1月1日